



官

新條約書

瑞西
伊太里

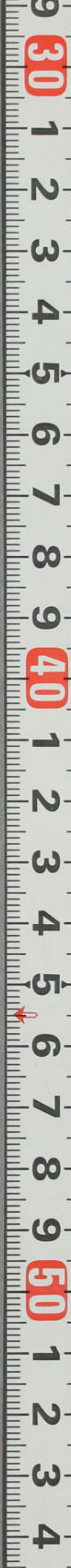
合四

改濟

ワ 20

6980

4



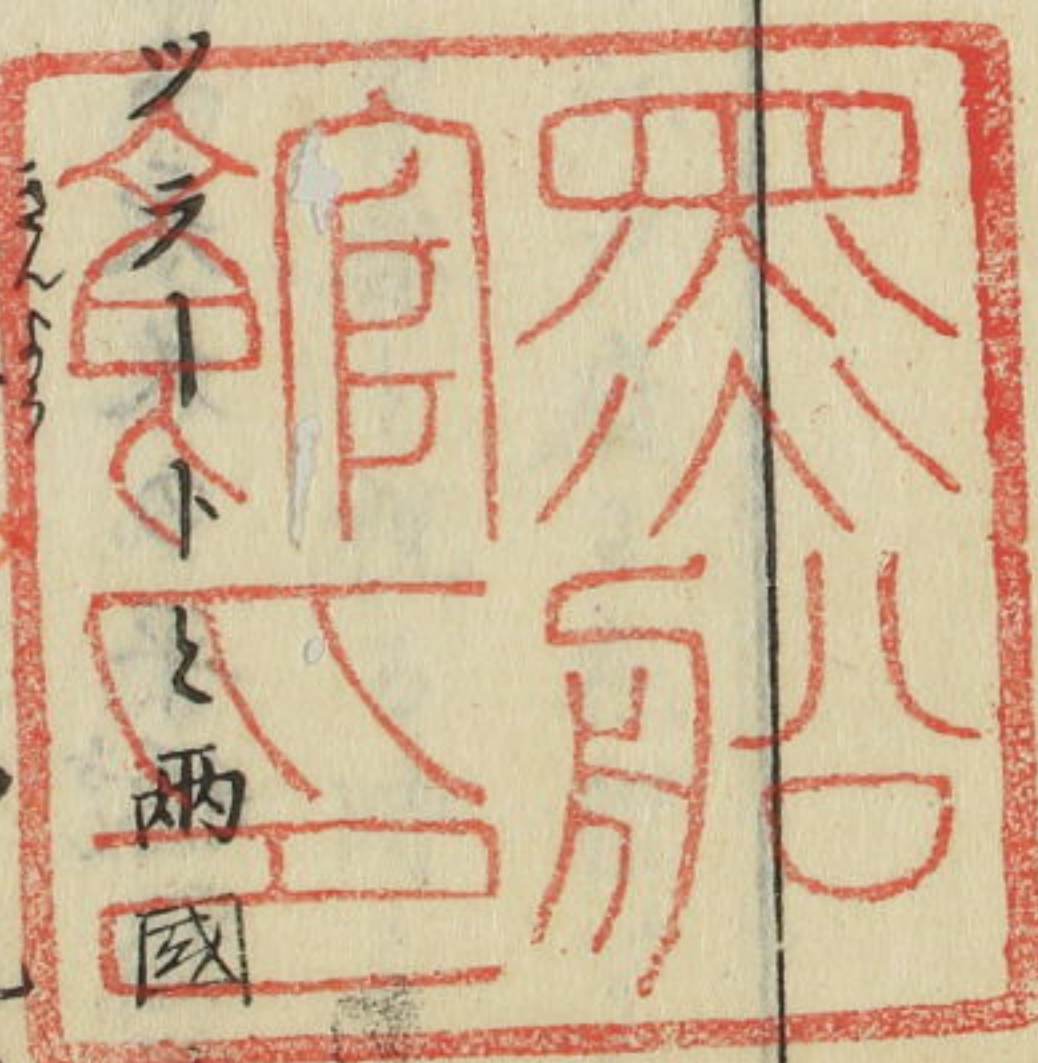
720
6980
4



瑞西國假條約



日本大君と瑞西合衆國ボンツラートと兩國の間は懇親の因に結ひ各人民は緊要なる和親交易の條約を定むる事を決し



日本大君ハ竹本甲斐守菊池伊豫守星野金吾は此事を任し瑞西合衆國ボンツラートをヲウト。プレシテント。ファン。デニ。ラートデル。スウ井ツ

瑞西國假條約



ルセ。スターテン役名アイメヒニヘルトス命し
此人、イドン雙方委任の書と照應し、狀實良好にて
其至適なるを見て下文の條と合議決定せり

第一條

日本大君および其世々と瑞西合衆國ボンツラ
ートと其互の所領人民の間は永久の平穩懇親
あるべし

第二條

瑞西合衆國ボンツラートは江戸府に在留する
デフロマチーキアгентと緊要と視る時をこ
そと命し并に此條約より瑞西交易の爲に開き
る日本の各港の中は在留するコンシユライル
吏人と命すべし其デフロマチーキアгент及
ハコンシユルセ子ラールを故障なく日本國內
を巡行すべし日本大君は瑞西國の都府に在留
する政事に預る役人~~を~~任し并に其市場は諸取

締の役人及び交易を處置する役人と任すべし
其政事は預る役人および頭立ちる諸取締の役
人を故障なく瑞西合衆國と旅行すべし

第三條

外國交易の爲に開し港および其町を此条約施
行の日より瑞西人民交易の爲に開べし
右の港および其町において瑞西國の人民居住
する事を許すべし其者等地方を賃と以て借り

又其地にある建物と買ふ事と得且住宅倉庫と
建する事を許すといへども是に建するに托して要
害の場所を營むべし
此規定を守り事と證せし爲め其建物と普請修
復するに當て日本役人見分する事當然とすべ
し

瑞西國の人民住まざる爲り得る所の場所建物お
よひ港との規則を其所との日本役人と瑞西

ニシユルとして定むべし若同意し得る時を
其事件と日本政府と瑞西のデブロマチーキア
ゲントと示し處置せむべし

日本より瑞西國の人民住むる場所の周圍
を門牆と設け以自由の出入と妨くつゝ以
外國の爲と開るたる日本の港を以て瑞西の
人民行歩の境界を都て外各國人と異なること
なり

第四條

日本に居留する瑞西人を自國の宗旨と信仰す
るたゞ其居留場内へ拜所と營む事と得べし

第五條

日本に在る瑞西人の間と起る爭論を瑞西司人
裁斷たむべし

若瑞西人日本人と對し訴訟或を異論ある時を
日本官府よりあて此事件と裁斷すべし

前同様日本人瑞西人^に對し訴訟或^は異論ある
時^は瑞西^にコンシユル^はあるて此事件^は裁断す
べし

若^し日本人瑞西人^に通債^を何^れりて償^を怠^り又^は偽
と以^て遁^をせんとする時^は日本役人^は是^を裁断し
通債^と償^をせしむる事^と勢^をむし瑞西人^と日本人
^は通債有^るも瑞西^にコンシユル^は是^を處置するも同
様^{なる}べし日本奉行所^は瑞西^にコンシユル^を双方

の國人の通債^と償^をせしむる事^を

第六條

日本人或^は外國人^に對し惡事^を為^する瑞西人
ハコンシユル^は或^は其他の官人^と糾^し瑞西の
法度^は隨^て罰^をせし

瑞西人^に對し惡事^を為^する日本人^を日本司人
よ^て糾^し日本法度^は隨^て罰^をせし

第七條

此條約并ニ税則の規律に犯せる過料又ハ取揚
品ハ吟味の爲メ瑞西コンシユライル吏人ニ達
シ其吏人吟味し過料又ハ取揚品ハ都て日本役
所ニ屬すべし

第八條

瑞西人日本の開ツキ港ニ在りて自國の品物を
勿論他國の品物も日本禁止品ニあつた
る交易の諸品物と輸入し賣拂ハ又ハ買入輸出

する事自由なるべし

制禁外の品物規定の運上納済の上ニ其他の運
上と拂ハする

瑞西人日本人と品物と賣買する事総て障なく
其拂方等ニ就て日本役人之ニ立合ハず諸日
本人も瑞西人より得たる品と賣買し或ハ所持
する事俱ハ妨り

第九條

日本は在留する瑞西人を日本人を雇ひ是を法
度は於て禁せざる諸用は給ふ事障り

第十條

此條約及の稅則よりて交易の規律を全備するも
のを見る

瑞西合衆國を海國はありざるを以て海上の規
律は拘る事る故に日本の港に出入する船
々の規則を此條約中は載せ以然きも法を犯

其規則と破る瑞西人あり他の國人の為
に設け規則は隨ひ裁斷すべし

日本は在る瑞西國のデプロマチーキアデント
を日本政府より委任の役人と相接し此條約は
附屬する稅則規律の趣意を施行する為を交易
は開くべし諸港緊要至當の規律等談判と遂く

第十一條

開くべき港の日本商人密商奸曲を防く爲め相
當の規則を立りべし

第十二條 瑞西國の商民も開きたる港に品物輸入し規定
の運上納済の證書あるを再其品物を他の開き
たる港に轉致し陸揚する時も重税を取立ざる
べし

第十三條

輸入の荷物定例の運上拂済の上を日本人より
國中に輸送する時も別に運上と取立る事なし

第十四條

外國の諸貨幣と日本に貨幣と同種の同量と以
て通用すべし
雙方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との
貨幣を用ふる事妨る

日本諸貨幣と
銅錢を除く輸出する事と得并に外國

此金銀を貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出する事と
得べし

第十五條

日本運上所より荷主申立の價と奸ありと察す
る時と運上役より相當の價と附其品と買入る
事と談ず

荷主若し是と否也時ハ運上所より附くる價は
從て運上と納むべし承允するに於てハ其價を

以て直に買上べし

第十六條

日本政府より向後外國の政府および人民に許
すべし殊典ある時と瑞西政府國民は同様の
免許あると方今確定せり

第十七條

兩國より條約の實地を驗し改革せん事と求る
時と其一年前と通達して再驗と為るべし其事

と今より凡九年以後あるべし

第十八條

瑞西國のデプロマチーキアгент及ハコンシユライル吏人より日本役人はいさす公事の書通を佛蘭西語と以て書るべし尤此条約施行の時より五ヶ年を間を日本語又と和蘭語を譯文と添べし

第十九條

此條約ハ日本佛蘭西和蘭語を以て書し各翻譯を同義同意ありといへとも和蘭譯文を以て原と見るべし

第二十條

此條約を日本より大君の御名と眞印と署し瑞西よりボンツラート名と記し印を調いて確定し本書を十八ヶ月の内江戸におろし取替

此條約の調印の日より施行をぐー右の證と
て文久三年亥十二月廿九日江戸において双方
委任の役人等名を記し調印するものなり

竹本甲斐守

五

菊池伊豫守

五

星野金吾

五

瑞西國稅則

日本の開らるる港々より瑞西商民貿易
の定則

第一則

日本役所は當然の差出書を出さるゝて荷卸し
のたし或は其事を謀る品々次の箇條に定
めらるる通り取押へ日本役所は取上べし

荷物の中積荷目録に載せざる品と取隠し置
収納を減ぜむと仕組するもの其品と日本役
所は取上べし
運上なく積荷と同港内の他船に移す事と得尤
其節も日本役人見分の上事情明白は相分りし
後に其渡す所の免状を更^受取て渡^為さべし
阿片の輸入を禁制なり故にとせと密商し或は
其事を謀りしものありはとせと取上げ密商せ

し阿片一斤とせし十五トルラルの過料と日本
役所へ取立べし

第二則

品物を送る荷主又ハ引請先ずものより入津の
荷物と陸揚せんとするもの其積荷の差出書
と日本役所は出さべし

此書面を荷主又ハ引受人の名前積送する
船名荷物記號番號其積荷の斤數石高

毎品に代料と認め其惣ノ高と其書付の末
と認む

都て此差出書付を持主又ハ引請人認むる偽
あり價と申立る書面より運上の害と爲る隠し
荷物等より證據として銘々名前と記すべし右
の通積荷目録差出等の書類日本役所より差出右
書付引合せ積荷用意品等取調濟迄ハ日本役所
の預りたるべし日本役人右之通差出したる荷

物の内或ハ惣体と定式の通改むべし若運上役
所より引上げ改る事ある時を輸入人の失費と懸
け可成丈品の換せざる様よのう改濟の上
を素の如く取始末とすべし尤取調方格外時
日と費さるるべし
荷主或ハ輸入人銘々持受の品改濟役所より引
渡さる以前輸入の途中日本役所より差出さる
破壊損傷の品より心附と記さる當人より其段運上

役所より申立其品取扱ふ職業の廉潔なる者兩人
以上より直組いゝる其荷物より損し高を
歩割より記し其記號番數より證書を認むるは
尤日本役人立會より直組人等名を記さるし右
の證札兼く持参の差出書に添惣高の内を引落
るべし尤條約第十五箇條の取極の通り運上役
所より取扱ふ事故障あるべし以諸運上納濟
の後運上役所より陸揚不苦段免許狀と渡さるべ

し品物渡方ハ運上役所より船中より其者の
願より任すべし

輸出に極りたる荷物を船に輸送する前より運
上役所は船名荷物記號番號入高斤數量目
性合并より代料を記せる差出書付を出さるべし其
書付を書面之通聊偽り由と證據とする為輸
出人等名前を認むべし運上役所は差出より
より以前船中の積込たる荷物并運上役書に

差出濟の上禁制の品を竊は荷積^上の内に入主有
之ハ改濟の上日本役所は取上べー
船乗組人又ハ旅客は用物并ハ旅客の衣服等
ハ運上役所は差出ーと為さるべー
日本運上役人疑ーく見る品物ハ差留置其段コ
ンシユルハ違ふべー
瑞西コンシユルと日本役所ハ可取揚品物ハ無
遅滯差出且當人ハ申付ー罰金^{イロコシ}とモ速ハ催促ー

て日本役所ハ収むべー

第三則

日本運上役所の規則ハ違ひくる偽の差出し積
荷目録を出し并ハ證書ハ名前を記せる輩ハ其
犯を毎ハ百二十五トルラルの過料を日本役所
ハ納むべー

第四則

次ハ定むる所の謝銀ハ運上方針役人ハ差出

をべ

夫々免状を付壹トルラル半

其外各書を付壹トルラル半

第五則

惣て日本開港場所陸揚する物品は左の運上目録に従ひ其地の運上役所は租税を納むべし

第一類

貨幣を造りたる金銀并に造らるる金銀當用衣服

家財并に商賣の爲にせざる書籍

何れも日本居留の爲来る者の所持の品に限るべし

在留役人自用の飲食家財并に書籍

此品は若賣拂ふべき定めの運上を納むべし

右之品、ハ運上リ

第二類

凡て船の造立網具修復或ハ船装束為メ用
ある品、鯨漁具の類

塩漬食物の類

パン并ハパンの粉

生たる鳥獸の類

石炭

家ト造る為の材木

金銀米

糸

蒸氣器械

亜鉛 鉛 錫

生結

リン子 シカツトシ 及ハ羊毛の織物

右之品、ハ五分の運上と納む

第三類

都テ蒸酒或ハ醸シ種々ノ制法ニテ造リタル一切
ノ酒類

右ハ三割五分ノ運上ヲ納付ス

以テ二割
ノ外賣スベ

第六則

金銀貨幣棹銅の外都テ日本ノ産ノ積荷トシテ
輸出スル品物ハ五分ノ運上ヲ納付ス

日本ノ産スル所ノ銅ハ日本要用ノ餘分何レを
其時々公ノ入札ヨリ賣渡スル
米并ニ麦ハ日本ノ居留セシ瑞西人食料ノ為ニ
ハ十分給付スベシトイヘども積荷トシテ輸出ス
ル事を許ス

第七則

此條約施行の日ヨリ五年ニ至リ日本或ハ瑞西政
府ヨリ不都合ト見ル事何レを輸出輸入ニ稅則

第四類

凡て前條に擧ぐる品は、何より二割
の運上を納むべし
武器類は、日本政府并に外國人の外賣るべ
し

第六則

金銀貨幣、銅の外都て日本に産し、積荷として
輸出する品物は、五分の運上を納むべし

日本に産する所の銅は、日本要用の餘分を
其時々公の入札より賣渡せしむ
米并に麦は、日本に居留せる瑞西人食料の爲に
十分給ふべしといへども、積荷として輸出さ
る事を許さば

第七則

此條約施行の日より五年に至り、日本或は瑞西政
府より不都合と見る事ありて、輸出輸入に税則

を再議すべし

但其期限前より日本政府外國の政府に
再議を及ぶ時に瑞西政府も是に加ふるを
し

竹本甲斐守 五

菊池伊豫守 五

星野金 吾 五

伊太里國假條約

帝國日本太君と伊太里國王と兩國の間、懇親
の因に結び且其各臣民に緊要なる和親航海交
易の條約をおよむ事と決し日本大君ハ柴田
日向守朝比奈甲斐守牛込忠左衛門、此事に任
し伊太里國王にハカピタイン、デソレガット、
プレシエル、クラスダン、スマリー、ンロヤル、オフ

イシエデロルロヤルデイタリーデサイントモ
ーリス。ラサール。シエワリエテ。ロルドル。インペ
リアルデフランスデラレジオン。トノールモツ
シウル。ウイクトール。アルミンジョン。よ命し雙
方委任の書と照應し狀實良好し。て其至適な
る。と見下文の條々と合議決定あり

第一條

日本大君と伊太里國王其親族并に世々其互

の所領臣民無差別永久の平和懇親あるべし

第二條

日本大君と伊太里王都に在留する政事に預る
役人と任し并に伊太里國諸港の中、に在留する
諸取締の役人及び貿易の所置する役人と必用
に鑒る時ハこゝを任すること勝手あるべし其
政事に預る役人及び頭立たる諸取締の役人
ハ故障なく伊太里の國內に旅行をべし伊太里

國王ハ江戸府ニ在留するチフロマチーキアゲ
ントニ緊要ニ鑑る時ハ之ニ命し并ニ此条約ニ
テ伊太里貿易の爲ニ開きとする日本の港及び町
ニ在留するコンシユライル吏人ニ命すべし其
チフロマチーキアгент又ハコンシユルゼ子
ラール々故障なく日本國內ニ旅行すべし

第三條

神奈川長崎箱館の港及び町ハ此條約施行の日

より伊太里臣民交易の爲ニ開くべし
前條の港及び町ニおいて伊太里臣民居住する
事ニ許すべし其者等地方ニ賃と以て借り又其
地ニ何る建物ニ買入事ニ得且住宅倉庫ニ建る
事ニ許すといへども是ニ建るニ^{カミツ}托して要害の
場所ニ營むべし
此規定ニ守る事ニ證せん爲ニ其建物ニ普請修
補するニ當りて日本其筋の役人見分たる事當

然たるべし

伊太里國の臣民住すべき為り得るところの地
所及び建物と營むべき場所ハ其所々の日本役
人ト伊太里コンシユルトよて定むべし港々規
則の義も右同様たるべし若し同意し得ざる時
ハ其事件ト日本政府ト伊太里のヂプロマチー
キアデントト示し處置せしむべし
伊太里國の臣民住すべき場所の周圍ハ塙柵

と設けり自由の出入と妨くべし

の如し

日本開港の場所はおろく伊太里人遊歩規程左

神奈川

川崎品川の間に在りて江戸海濱に注
ぐところの六郷川筋と限し其外

ハ各
方
は
十
里

箱館

各
方
ハ
十
里

都て里數ハ港々の奉行所又ハ御用所より陸
路の程度あり

一里ハ三千九百十メートルニ同――

長崎 其所の周圍ニ在る御料所を限る

第四條

日本ニ居留する伊太里人ハ自國の宗旨を自由ニ信仰し且其居留場内ニ拜所を営む事障りなし

第五條

日本ニ在る伊太里人の間ニ一身又ハ所持の品

ニ就ての^{いざこざ}爭論ハ都て伊太里司人の裁断たるべし

伊太里人日本人ニ在りて訟ハズ事ありバ
コンシユル館ニ赴^{おもむ}き其旨を告ぐべし
コンシユル吟味の上實意ニ處置をべし
日本人より伊太里人ニ就てコンシユルへ訟を
する事何モバ亦コンシユル懇ニ相^{あひ}糺――實意ニ
處置をべし

若コンシユル是と處置し、若し時ハ日本司人
に申立俱し吟味し當然の判斷をしるべし
若日本人伊太里人通債ありて償を怠り又ハ
偽し以て遁走し、時ハ日本司人は是を裁斷
し通債と償りしむる事と務むべし伊太里人日
本人通債ありても伊太里コンシユル是と處置
するハ同様たるべし

日本奉行所伊太里コンシユルハ双方國人の通

債と償ふ事なり

第六條

伊太里人對し惡事をなせる日本人ハ日本司
人として糾し日本法度と隨て罰せしめ、
日本人或ハ外國人對し惡事をなせる伊太里
人ハ伊太里コンシユル或ハ其為威權ある公の
伊太里官人として糾し伊太里の法度と隨て罰せ
るべし裁斷ハ双方に於て偏頗なく正直に取捌く

べし

第七條

此條約に添へる税則の規律を犯せる過料又ハ
取揚品ハ吟味のたゞ伊太里のコンシユライル
吏人ハ相達し其吏人吟味し過料又ハ取揚品ハ
都て日本政府に属すべし

第八條

伊太里人日本の開港に於て自國の品物ハ勿論

他國の品物より日本禁止の品を何れざる交
易の諸品物と輸入し賣拂又ハ買入を自國又ハ
外國の港に輸出する事自由なるべし
制禁外の品物規定の運上納済の上ハ其他の運
上を拂ふ事を許さず日本政府
伊太里人日本人と品物と賣買する事并ニ請取
拂方とも都て故障なく日本役人とも立合は
諸日本人差別なく伊太里人より諸品と買得し

を所持し又ハ再こしと賣ることも俱ハ妨る

第九條

日本ハ在留する伊太里人ハ日本人と雇ハ是法
法度ハ於テ禁セざる諸用ハ給する事日本政府
ハ於テ之を妨げざるべし

第十條

此條約ハ添なる税則約書を條約の一部として
双方共ハ堅く相守るべし

日本ハ在る伊太里國のデプロマチーキアゲン
トを日本政府より委任の役人と相接し此條約
ハ附属する税則の趣意と施行するたる交易と
開くべき諸港緊要至當の規律等と立る權あり
べし

第十一條

各開港の日本司人密商奸曲と防くたる相當の
規則を立べし

第十二條

伊太里國の商船日本の開きし港より来る時入港
の爲水先案内と雇ふ事勝手たるべし并又同國
船規定の租税及い通債拂濟する港と出る時も
同様たるべし

第十三條

伊太里國の商民の開きたる港より品物輸入し規
定の運上納濟の上運上より其證書を得る事

勝手たるがう再其品物と他の開ける港より轉致
し陸揚するも二重の税に取立ざるべし

第十四條

伊太里人より開港場より輸入せし荷物定例の運
上拂濟の上より日本人より國中何方より輸送する
も別な運上又ハ通輸税を取立る事

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量と以

通用をぐし

雙方の國人互に物價と拂ふは日本と外國との
貨幣と用るは妨る

諸貨幣ハ日本の銅輸出する事と得并は外國の
金銀ハ貨幣は鑄るも鑄らざるも輸出する事と
得べし

第十六條

日本運上所の司人荷主申立の價を奸偽りと察

する時ハ其司人より相當の價を附其附たる價
にて其品買入る事と談をべし

荷主もしこゝに否む時ハ運上所より附たる價
に従て運上と納むる承允するはあては其
價を減少せば直に買上べし

第十七條

伊太里國の船日本海岸より破船又ハ漂着し或
ハ危難と適を來る事と知らば其所の司人は是を

救ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシユルを送
り渡すべし

第十八條

伊太里軍艦用意の諸品ハ神奈川長崎箱館ニ陸
揚し倉庫ニ納め伊太里の番人守護をべし尤そ
まが為を運上と收むる事し若し其品と日本
人又ハ外國人ニ賣拂ハ時ハ買得る人より規定
の運上と日本役所ニ收むるべし

第十九條

日本政府より既ニ外國の政府及ハ臣民ニ許し
又ハ以後何の國よりとも許さんとする殊典を
伊太里政府及ハ臣民より此條約施行の日より
同様の免許あるべきと方今確定せり

第二十條

兩國より條約の實地と驗し全備する為ニ改革
せむ事を求むる時ハ其一年前ニ通達して再驗

と為るし尤来壬申年千八百七十二年と期と
第七月一日
とぶし

第二十一條

伊太里國チフロマチーキアгент及ハコンシ
ユライル吏人より日本司人よりいたる公事の書
通ハ佛蘭西語伊太里語を以書とし尤此条約
施行の時より五年の間ハ和蘭語或ハ日本語の
譯文を添めし

第二十二條

此条約ハ都合七通ありて日本語伊太里語各二
通及ハ佛蘭西語三通と添たり其文ハ固より同
儀同意ありといへとも佛蘭西語を以て原と見
るべし

第二十三條

此條約ハ日本大君と伊太里國王との名と印と
りて確定し本書ハ用意整ひ次第江戸に於て取

替々ぐし

此條約ハ來十一月二十六日即西洋千八百六十七年十一月一日

より施行すし右取極として慶應二年丙寅七

月十六日江戸に於て双方委任の全權等名証記

調印すものし

柴田日向守 **五**

朝奈甲斐守 **五**

牛込忠左衛門 **五**

伊太里國稅則

日本開きたる港々は於て伊太里商民貿易の

定則

第一則

日本開港の場所ハ伊太里商船入津次第二十四

時中伊太里の四十八時ハ船司又ハ頭立たる者

より日本役所ハ伊太里コンシユルの請取書付

と出さるべし

此請取書ハ伊太里の掟通認たる船目錄其外
の書類と伊太里コンシユルへ預けたる請取
書なり

并ニ其者とも其船の差出書と出さるべし

右ハ入津の船の名其船の仕出場の港の名頭
數船司或ハ頭立ちたる者の名乗来る旅人の名
乗組有之節ハ一船乗組人數と認るるも其ハ
認入る

一て書面の通相違なる旨と船司或ハ頭立ち
たるもの奥書いし證據として當人の名前と
認入たるも其なり
同時ニ其船積荷の告書と役書と預くる
右ハ其荷物の記號并ニ番付且其入目斤數等
と送狀と認一通ニ寫し荷物引請先の人の名
を記せる者
船中用意の品物の目錄も告書に加へるべし

但船中用意の品も書面の通相違なき旨船司
又々頭たるもの奥書し其名前を記すべし
此告書は文面相違の虞日本十二時伊太里の二
十四時但日
除く日中のみ心附き改るに於ては過料の納付
は及びん若其期限後に至り書改るる又々告書
に書入するに於ては十五ドルの過料を日
本役所へ納むべし積荷惣目録告書中記載せら
る品を陸揚するに於ては其品二重の運上を日

本役所へ納むべし船司或は頭立たるものを入港
の手數納方前書の期限後より時を過料として
怠る一日毎は六十ドルの過料と日本役所へ
納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船々軍艦とみ運上
除く
方改の役人と差置べし
乗組の者とも右役人は對し不敬無之下寧く

取扱いたし船中可成丈相當の用便とすべし
夜中も日本役所より許しあうして荷卸をば
り以且其出入口其外総て船中へ荷物と仕舞置
所の戸ロメリ口とも夜中も日本役人錠と卸或
を印封し丈々堅固に取締とる一置べし萬一許
しなく是を開き又を錠卸封を破り又ハ是を取
除く等此者めくバ其犯せる人ことみ六十ドル
ラルの過料を日本役所へ取立給へ日本役所へ

當然に差出書と出さざりて荷卸いたし或は其
事と謀る品々々次のケ條に定免たる通り取
押へ日本役所へ取上べし
荷物の中積荷目録に載せざる品々と取隠し置
収納と減せんと仕組たる者も其品を日本役所
へ取上べし

若し伊太里船日本の開く来る港より密賣買と
るすハ勿論其仕組とるしたる時ハ其諸品を日

本役所より取上り上犯おとせざる毎ごと二千ドルラルの過料と納むる日本の開くも亦も積荷を陸揚修復のため入津の船々へ運上り積荷を陸揚せし其荷物も日本役所より預るべし尤藏敷作事并に番人等の諸入用へ相當の償はらいと出すべし若其荷物の内と賣拂ふ時其荷物丈の規定は通日本役所へ運上を納むし運上り積荷を同港内の他船へ移す事と得む

其節ハ日本役人見分の上事情明白に相分りし後其渡を所免狀と請取て為すべし阿片の輸入を禁制なる故若し日本へ商賣に来る伊太里船量目三斤以上の阿片を所持する時は其餘量を日本司人取上且減却せし且阿片を密商し或は其事を謀り者阿片一斤ごとに十五ドルラルの過料を日本役所へ取立て

第三則

品物を送る荷主又ハ引請先仕のより入津の荷物と陸揚せしとする者も其積荷の差出書と日本役所より出さるべし此書面ハ荷主又ハ引請人の名前積送りたる船の名荷物の記號番付其積荷の斤數石高毎品物の代料を認め其惣ノ高と其書付仕末を認むべし

都て此差出書付ハ持主又ハ引請人認むる偽るき價を申立る書面より運上の害とある隠し荷物等なき證據として銘々名前を記さるべし右の通積荷目録差出等の書類日本役所より差出右書付引合せ積荷用意品等取調濟迄ハ日本役所の預りたるべし日本役人右の通差出たる荷物の内或ハ惣体と定免の通改むべし

若運上役所より引上げ改る事ある時ハ輸入人の
失費相掛ず可成丈品物の損せざる様といふ
改済の上ハ素の如く取始末をく一尤取調方格
外時日と費さるるべし
荷主或ハ輸入人銘々持請け品改済役所より引
渡さるる以前輸入の途中日本役所へ差出さるる以前の事と云ハ
破壊損傷の品ハ心附きハ當人より其段運上
役所より申立其品取扱ハ職業の廉潔なるもの兩

人以上出會直組いたせ其荷物ごとハ損一高
と歩割は記し其記號番數ともハ證書は認込へ
一尤日本役人立合ふて直組人等名を記さべし
右の證札兼々持参の差出書へ添惣高の内を引
落さへし尤條約第十六ヶ条の取扱ハ通運上役
所にて取扱ハ事故障あるべしハ諸運上納済
の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべ
一品物渡方ハ運上役所より船中ふても其者

願^{まう}は任^{まか}さるべし輸^{いし}出^しは極^{きよく}りたる荷物ハ船^{ふね}ハ輸送^{いし}する前^{まへ}廣^{ひろ}は運上^{うんじやう}役所^{やくじよ}に船名^{ふねな}荷物^{じぶつ}の記號^{きごう}番付^{ばんぷ}入高^{たか}斤^{しん}數量^{しゆりやう}目^め性^{じやう}合^あ并^{へい}は代料^{だいりやう}を記^しせる差出^{さし}書付^{しよふ}を出^でさべし

其書付^{しよふ}ハ書面^{しよめん}の通り聊^{ちやう}偽^ぎあり由^{よし}を證據^{てんこ}とせし為^{ため}は輸^{いし}出人^{しゅしゅ}等^ら其名^な前^{まへ}を認^しむべし

運上^{うんじやう}役所^{やくじよ}へ差出^{さし}をせざる以前^{いぜん}船中^{ふねちゆう}へ積込^{しきこ}たる荷物^{じぶつ}并^へは運上^{うんじやう}役所^{やくじよ}へ差出^{さし}濟^きの上^{うへ}禁制^{きんせい}品^{ひん}と

竊^{ひそ}に荷積^{にせき}の内^{うち}へ入^い有^あ之^のハ改^か正^{せい}上^{じやう}日本^{にっぽん}役所^{やくじよ}へ取上^とべし

當用^{たうよう}の品^{ひん}又^{また}ハ乗組^{じやうぐみ}旅客^{りやくかく}の當用^{たうよう}衣類^{いるい}等^らハ運上^{うんじやう}役所^{やくじよ}へ差出^{さし}をせざるべし

伊太里^{いたり}コンシユル^{こんしゅる}ハ日本^{にっぽん}役所^{やくじよ}へ可^か取^と揚^{やう}品^{ひん}物^{ぶつ}ハ無^な遲滞^{ちぢ}差出^{さし}ハ且^{かつ}當人^{たうじん}へ申付^{しんぷ}ハ罰金^{ばつぎん}と速^{すみ}に催^{もよほ}促^{もよほ}して日本^{にっぽん}役所^{やくじよ}へ収^{しゆ}むべし

第四則

出港手數を願ふ船は日本十二時伊太里前運上役所へ申立べし此期限中の右手數遅い様取扱ふハ勿論たるべし若其手數を差留る事ありハ日本役人より船司又ハ頭立たる者并其船荷の取引人等へ其段申渡し伊太里コンシユルに申達すべし
伊太里軍艦ハ入港運上筋の手數は及び運上役人并番兵等差構ハ事なり

伊太里飛脚の爲は蒸氣船を入港出港其手數と一日より日本上陸する旅客并品は付ての外を告書と差出す事なりといへとも何ヶ度ても入津の度毎は出港入港の手數ハ致さべし薪水食料等用意のため入港の難船ハ其積荷の告書と出さずといへども若其積荷を賣拂ハしと願ふ時を第一則は定むる所の手數といふべし

税則并ニ條約書中ニ船ト唱ルルモノハナ
ペハルコ。プリカンテーノ。ゴレータ。スクー
子ル。蒸氣船等ト總テツキアリ

第五則

日本運上役所ノ規則ニ違ヒタル偽差出積荷
目録を出シ并ニ證書ニ名前ト記セル輩ハ其
犯々トシヨ百二十五ドルラルノ過料ト日本
役所ニ納むヘシ

第六則

噸税ハ日本の港ニ於テ伊太里船ヨリ取立
事^モル但シ次ニ定メタル所ノ謝銀ハ運上方
ノ役人ニ差出すベシ

一船ヲ入港手數ニ付

十五ドルラル

一船ノ出港手數ニ付

七ドルラル

場所ニ健康狀ニ付

一ドルラル半

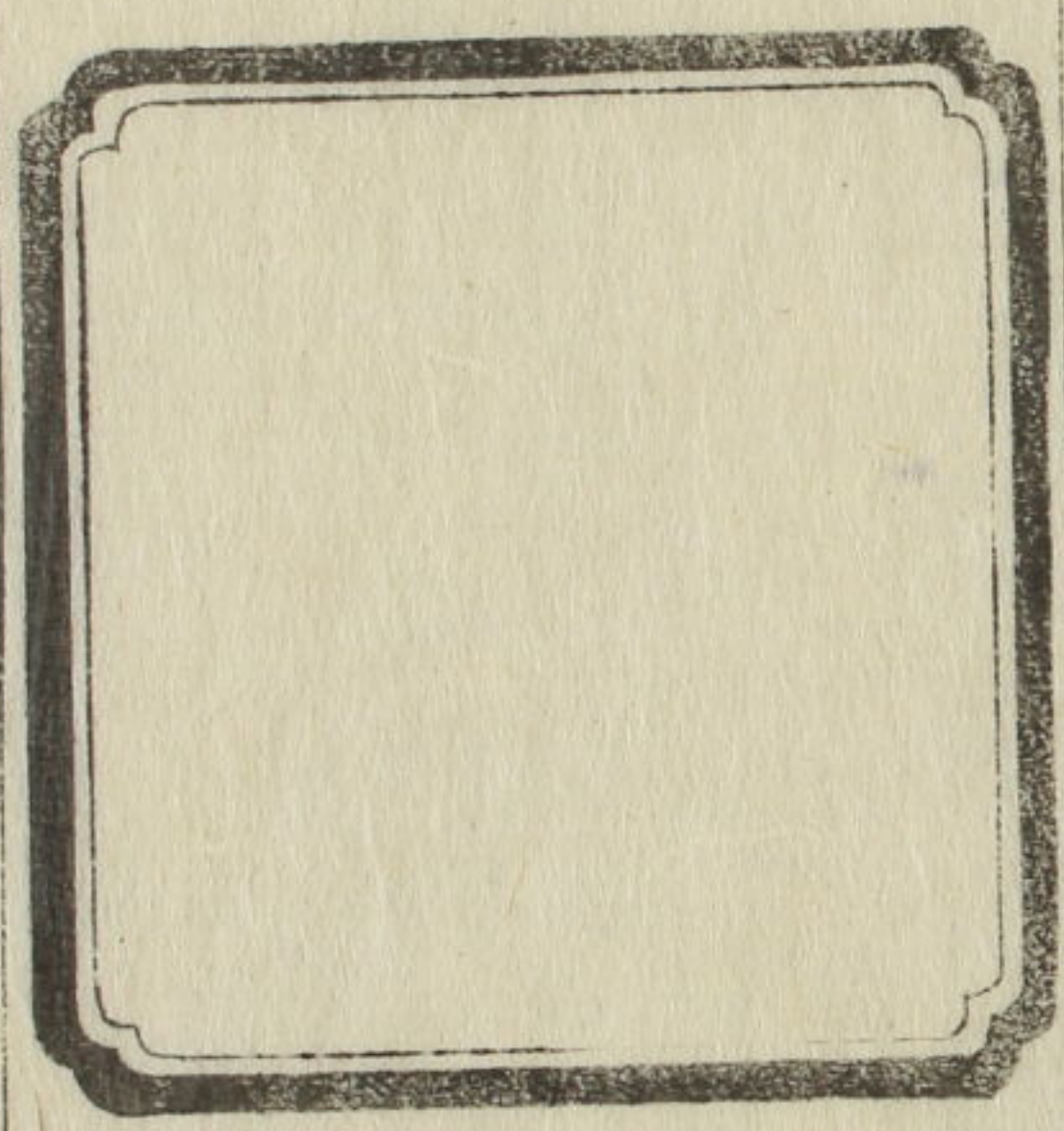
其外ノ各書ニ付

一ドルラル半

右江戸に於て取極むるをのこ

柴田日向守 五
朝紫甲斐守 弼
牛込忠左衛門 八

官版不許翻刻



御用書算籍製本所

大坂心齋橋通南本町
敦賀屋為七

